

3 労働者派遣と出向

H.20 基発0701001号

1. 労働者派遣

労働基準法及び労働安全衛生法（「労働基準法等」）は、本来、労働者と労働契約関係にある事業に適用されるため、派遣労働者に関しては、派遣労働者と労働契約関係にある派遣元事業主が責任を負い、これと労働契約関係にない派遣先事業主は責任を負わないことになる。しかし、派遣労働者に関しては、これと労働契約関係にない派遣先事業主が業務遂行上の指揮命令を行うという特殊な労働関係にあるので、労働者派遣事業の制度化に合わせて派遣労働者の法定労働条件を確保する観点から、労働者派遣法において、労働基準法等の適用について必要な特例措置が設けられている。

<派遣労働者に関する労働基準法の特例>

- ・労働時間、休憩、休日等→派遣先※
※労使協定の締結・届出は基本的に派遣元
- ・労働契約、賃金、年次有給休暇、就業規則、災害補償等→派遣元

2. 出 向

出向とは、出向元と何らかの労働関係を保ちながら、出向先との間において新たな労働契約関係に基づき相当期間継続的に勤務する形態であり、出向元との関係から在籍型出向と移籍型出向（転籍）とに分類される。

<労働者派遣と在籍出向>

